

簡易版

練馬区資源・ごみの分け方と出し方

地域別収集曜日一覧

令和7年4月版  
(2025年)

| 町 名 |        | 可燃<br>ごみ      | 不燃ごみ    | プラ<br>古紙 | びん<br>缶 | ペット<br>ボトル |
|-----|--------|---------------|---------|----------|---------|------------|
| あ   | 旭 丘    | 水・土           | 第1・3(月) | 火        | 火       | 火          |
|     | 旭 町    | 都営光が丘第一アパート   | 火・金     | 第2・4(土)  | 木       | 水          |
|     |        | 上記以外の地域       | 火・金     | 第2・4(土)  | 木       | 月          |
|     | 大泉学園町  | 1丁目           | 水・土     | 第2・4(月)  | 金       | 金          |
|     |        | 2・3丁目         | 水・土     | 第2・4(木)  | 金       | 金          |
|     |        | 4～7丁目         | 水・土     | 第1・3(木)  | 火       | 金          |
|     |        | 8・9丁目         | 水・土     | 第1・3(月)  | 火       | 金          |
|     | 大 泉 町  | 1～4丁目         | 水・土     | 第1・3(月)  | 火       | 水          |
|     |        | 5・6丁目         | 水・土     | 第2・4(月)  | 金       | 水          |
| か   | 春 日 町  | 水・土           | 第2・4(木) | 金        | 金       | 金          |
|     | 上石神井   | 1丁目           | 月・木     | 第1・3(火)  | 水       | 土          |
|     |        | 2～4丁目         | 火・金     | 第2・4(水)  | 木       | 土          |
|     | 上石神井南町 | 月・木           | 第1・3(火) | 水        | 木       | 木          |
|     | 北 町    | 1～3・5～8丁目     | 火・金     | 第1・3(土)  | 月       | 水          |
|     |        | 2丁目練馬北町宿舍A～F棟 | 火・金     | 第1・3(木)  | 月       | 水          |
|     |        | 4丁目(自衛隊官舎)    | 水・土     | 第1・3(木)  | 月       | 金          |
|     | 向 山    | 月・木           | 第2・4(金) | 土        | 木       | 木          |
|     | 小 竹 町  | 水・土           | 第1・3(月) | 火        | 火       | 火          |
| さ   | 栄 町    | 水・土           | 第1・3(月) | 火        | 火       | 火          |
|     | 桜 台    |               | 水・土     | 第1・3(木)  | 火       | 火          |
|     |        |               | 水・土     | 第1・3(木)  | 火       | 火          |
|     | 下石神井   | 1・3丁目         | 月・木     | 第2・4(火)  | 土       | 火          |
|     |        | 2・4～6丁目       | 月・木     | 第1・3(火)  | 水       | 火          |
|     | 石神井台   | 1・2丁目         | 火・金     | 第2・4(水)  | 木       | 土          |
|     |        | 3丁目           | 火・金     | 第1・3(水)  | 月       | 土          |
|     |        | 4・5・7・8丁目     | 火・金     | 第2・4(土)  | 木       | 土          |
|     |        | 6丁目           | 火・金     | 第1・3(土)  | 月       | 土          |
|     | 石神井町   | 1丁目           | 月・木     | 第2・4(金)  | 土       | 水          |
|     |        | 2・4・7・8丁目     | 火・金     | 第1・3(水)  | 月       | 水          |
|     |        | 3・6丁目         | 火・金     | 第2・4(水)  | 木       | 水          |
|     |        | 5丁目           | 月・木     | 第1・3(火)  | 水       | 水          |
|     | 関 町 北  | 1～3丁目         | 月・木     | 第1・3(金)  | 水       | 木          |
|     |        | 4・5丁目         | 火・金     | 第2・4(土)  | 木       | 木          |
|     | 関 町 東  | 1丁目           | 月・木     | 第1・3(火)  | 水       | 木          |
|     |        | 2丁目           | 火・金     | 第2・4(水)  | 木       | 木          |
|     | 関 町 南  | 1丁目           | 月・木     | 第1・3(火)  | 水       | 木          |
|     |        | 2～4丁目         | 月・木     | 第1・3(金)  | 水       | 木          |
| た   | 高 野 台  | 月・木           | 第2・4(金) | 土        | 火       | 火          |
|     | 高 松    | 1～5丁目         | 月・木     | 第2・4(金)  | 土       | 月          |
|     |        | 6丁目           | 火・金     | 第2・4(土)  | 木       | 月          |

| 町 名 |       | 可燃<br>ごみ       | 不燃ごみ | プラ<br>古紙 | びん<br>缶 | ペット<br>ボトル |
|-----|-------|----------------|------|----------|---------|------------|
| た   | 田 柄   | 1～5丁目(下記地域を除く) | 火・金  | 第2・4(水)  | 木       | 金          |
|     |       | 2丁目42番4～6号棟    | 火・金  | 第2・4(水)  | 木       | 火          |
|     | 立 野 町 |                | 月・木  | 第1・3(金)  | 水       | 木          |
|     | 土 支 田 |                | 火・金  | 第2・4(土)  | 木       | 月          |
|     | 豊 玉 上 | 1丁目            | 水・土  | 第1・3(月)  | 火       | 土          |
|     |       | 2丁目            | 月・木  | 第1・3(火)  | 水       | 土          |
|     | 豊 玉 北 | 1～4丁目          | 月・木  | 第1・3(火)  | 水       | 土          |
|     |       | 5・6丁目          | 月・木  | 第1・3(金)  | 水       | 土          |
|     | 豊 玉 中 | 1・2丁目          | 月・木  | 第1・3(火)  | 水       | 土          |
|     |       | 3・4丁目          | 月・木  | 第1・3(金)  | 水       | 土          |
| な   | 豊 玉 南 |                | 月・木  | 第1・3(火)  | 水       | 土          |
|     |       |                | 月・木  | 第1・3(火)  | 水       | 土          |
|     | 中 村 村 | 1・2丁目          | 月・木  | 第1・3(金)  | 水       | 木          |
|     |       | 3丁目            | 月・木  | 第2・4(火)  | 土       | 木          |
|     | 中 村 北 | 1・2丁目          | 月・木  | 第1・3(金)  | 水       | 木          |
|     |       | 3・4丁目          | 月・木  | 第2・4(火)  | 土       | 木          |
|     | 中 村 南 | 1・2丁目          | 月・木  | 第1・3(金)  | 水       | 木          |
|     |       | 3丁目            | 月・木  | 第2・4(火)  | 土       | 木          |
|     | 西 大 泉 | 1～3丁目          | 水・土  | 第2・4(木)  | 金       | 金          |
|     |       | 4～6丁目          | 水・土  | 第1・3(木)  | 火       | 金          |
| は   | 西大泉町  |                | 水・土  | 第1・3(木)  | 火       | 金          |
|     | 錦     |                | 火・金  | 第1・3(水)  | 月       | 水          |
|     | 貫 井   | 1～4丁目          | 月・木  | 第2・4(火)  | 土       | 月          |
|     |       | 5丁目            | 月・木  | 第2・4(金)  | 土       | 月          |
|     | 練 馬   | 1丁目            | 水・土  | 第1・3(木)  | 火       | 木          |
|     |       | 2～4丁目          | 水・土  | 第2・4(月)  | 金       | 木          |
|     | 羽 沢   |                | 水・土  | 第1・3(月)  | 火       | 火          |
|     | 早 宮   | 1～3丁目          | 水・土  | 第2・4(月)  | 金       | 金          |
|     |       | 4丁目            | 水・土  | 第2・4(木)  | 金       | 金          |
|     | 東 大 泉 | 1～3・5丁目        | 水・土  | 第2・4(月)  | 金       | 月          |

不燃ごみ収集日(月2回)

| 日  | 月         | 火  | 水  | 木         | 金  | 土  |
|----|-----------|----|----|-----------|----|----|
|    |           |    | 1  | 2<br>1回目  | 3  | 4  |
| 5  | 6<br>1回目  | 7  | 8  | 9<br>2回目  | 10 | 11 |
| 12 | 13<br>2回目 | 14 | 15 | 16<br>3回目 | 17 | 18 |
| 19 | 20<br>3回目 | 21 | 22 | 23<br>4回目 | 24 | 25 |
| 26 | 27<br>4回目 | 28 | 29 | 30        | 31 |    |

不燃ごみの収集は月2回です。

- ・「第1・第3月曜日」とは、月の1回目と3回目の月曜日、「第2・第4月曜日」とは、月の2回目と4回目の月曜日という意味です。
- ・「5回目」は不燃ごみの収集はありません。

例えば左のカレンダーだと、不燃ごみの収集が第1・第3月曜日の場合、6日と20日が収集日となります。

※29日から31日は「5回目」となりますので不燃ごみの収集はありません。

| 町 名   |       |                  | 可燃<br>ごみ | 不燃ごみ    | プラ<br>古紙 | びん<br>缶 | ペット<br>ボトル |
|-------|-------|------------------|----------|---------|----------|---------|------------|
| は     | 光 が 丘 | 1丁目1番1号棟         | 火・金      | 第1・3(土) | 月        | 火       | 木          |
|       |       | 1丁目2番2号棟、2丁目9番   | 月・木      | 第1・3(金) | 水        | 月       | 木          |
|       |       | 1丁目3番3号棟、2丁目4番   | 水・土      | 第1・3(木) | 火        | 火       | 木          |
|       |       | 1丁目6番、2丁目2番      | 火・金      | 第2・4(土) | 木        | 月       | 木          |
|       |       | 2丁目7・8番          | 水・土      | 第2・4(木) | 金        | 火       | 木          |
|       |       | 2丁目10番、3丁目9番1・2号 | 火・金      | 第1・3(土) | 月        | 月       | 木          |
|       |       | 3丁目3番1～4号        | 火・金      | 第2・4(土) | 木        | 木       | 木          |
|       |       | 3丁目3番5～9号        | 水・土      | 第2・4(木) | 金        | 金       | 木          |
|       |       | 3丁目7番            | 水・土      | 第1・3(木) | 火        | 金       | 木          |
|       |       | 3丁目8番            | 火・金      | 第1・3(土) | 月        | 木       | 木          |
|       |       | 3丁目9番3号          | 水・土      | 第1・3(木) | 火        | 月       | 木          |
|       |       | 5丁目2番            | 火・金      | 第2・4(土) | 木        | 水       | 木          |
|       |       | 5丁目5番            | 月・木      | 第1・3(金) | 水        | 水       | 木          |
|       |       | 5丁目6番、6丁目        | 月・木      | 第2・4(金) | 土        | 水       | 木          |
|       |       | 7丁目3番1・2・6・7号    | 月・木      | 第1・3(金) | 水        | 木       | 木          |
|       |       | 7丁目3番3・4号        | 月・木      | 第2・4(金) | 土        | 木       | 木          |
|       |       | 7丁目6番1～3号、7番     | 月・木      | 第1・3(金) | 水        | 土       | 木          |
|       |       | 7丁目6番5～19号       | 月・木      | 第2・4(金) | 土        | 土       | 木          |
|       |       | 7丁目8番            | 水・土      | 第1・3(木) | 火        | 土       | 木          |
|       | 氷 川 台 |                  | 火・金      | 第1・3(水) | 月        | 水       | 水          |
|       | 富士見台  |                  | 月・木      | 第2・4(火) | 土        | 火       | 火          |
| 平 和 台 | 1・3丁目 | 火・金              | 第1・3(水)  | 月       | 水        | 水       |            |
|       | 2・4丁目 | 火・金              | 第1・3(土)  | 月       | 水        | 水       |            |
| ま     | 南 大 泉 | 1・3・4丁目          | 火・金      | 第1・3(土) | 月        | 月       | 月          |
|       |       | 2丁目              | 火・金      | 第2・4(土) | 木        | 月       | 月          |
|       |       | 5・6丁目            | 水・土      | 第2・4(木) | 金        | 月       | 月          |
|       | 南 田 中 |                  | 月・木      | 第2・4(火) | 土        | 火       | 火          |
|       | 三 原 台 | 1・3丁目            | 火・金      | 第1・3(水) | 月        | 水       | 水          |
|       |       | 2丁目              | 水・土      | 第1・3(月) | 火        | 水       | 水          |
| や     | 谷 原   | 1～5丁目            | 月・木      | 第2・4(金) | 土        | 水       | 水          |
|       |       | 6丁目              | 水・土      | 第1・3(月) | 火        | 水       | 水          |

## 資源・ごみの出し方のルール

- 資源・ごみは種類ごとに分別して出してください。分別されていないものは収集できません。
- 可燃ごみ・不燃ごみ・容器包装プラスチック・古紙は朝8時までに集積所に出してください。  
びん・缶・ペットボトルは朝9時までに回収場所に出してください。
- 集積所や回収場所の周辺には、回収されて困るものは置かないでください。
- 一般家庭から、一度に45ℓのごみ袋3袋を超えて出す場合は有料になります。

## 問合せ先

①～⑥について  
〒176・179にお住まいの方  
**練馬清掃事務所**  
TEL 03-3992-7141  
〒177・178にお住まいの方  
**石神井清掃事務所**  
TEL 03-3928-1353

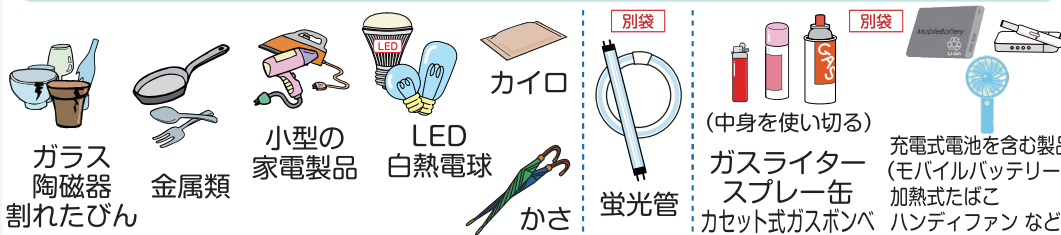
⑦～⑩について  
**清掃リサイクル課**  
TEL 03-5984-1097

### ① 週2回 可燃ごみ



- 燃えるもの（布、プラスチックなど）と金属などの混合物は、分解できるものはできるだけ分解して出してください。
- 串など鋭利なものは、紙などに包んで「キケン」と表示してください。

### ② 月2回 不燃ごみ



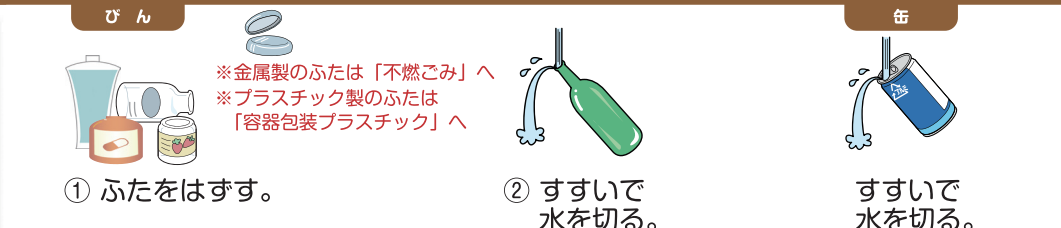
### ③ 資源 週1回 容器包装 プラスチック



### ④ 資源 週1回 古紙

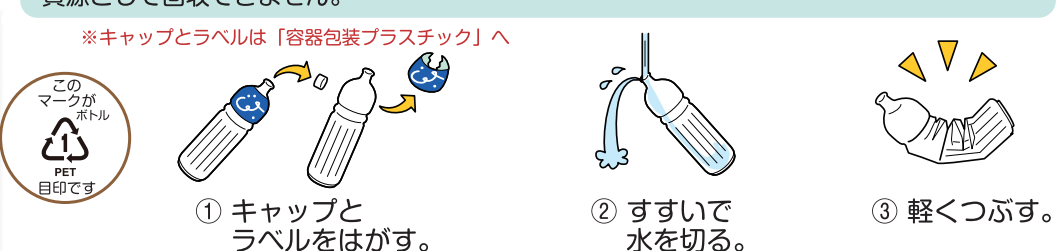


### ⑤ 資源 週1回 びん・缶 (飲食用)

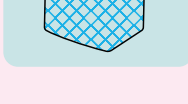
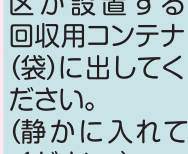
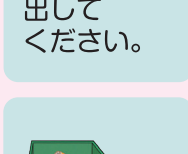
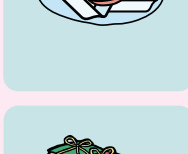
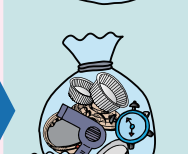


飲み残しやごみの入っているもの、汚れのひどいもの、油・薬品の入っていたものは資源として回収できません。

### ⑥ 資源 週1回 ペットボトル (飲食用)



透明や半透明の袋またはごみ容器に入れて、集積所に出してください。



### ⑦ 資源

#### 古着・古布

回収場所  
回収日  
時間

#### ○ 出せるもの

シャツ・下着・ジーンズ  
など身につけるすべての  
衣類・毛布・シーツ など



※回収場所と回収時間は、冊子「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」をご確認ください。

#### × 出せないもの

汚れのあるもの・ゴム製品  
じゅうたん・ふとん・ぬいぐるみ  
かばん・靴・綿の入っているもの など



・洗うなどして、きれいな状態にしてください。  
・透明や半透明の袋に入れて出してください。



回収日に決められた場所・時間にお持ちください。

### ⑧ 資源

#### 使用済み 食用油

回収場所  
回収日  
時間

#### ○ 出せるもの

植物油  
(サラダ油・ごま油  
オリーブオイルなど)

#### × 出せないもの

ラードなどの動物性脂  
ドレッシング・醤油  
パーム油・灯油  
エンジンオイル・固まった油  
など



- 油を十分に冷ます。
- ペットボトルに入れる。
- キャップをしっかりと閉める。

※未開封のものはそのまま出してください。

※回収場所と回収時間は、冊子「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」をご確認ください。



回収日に決められた場所・時間に設置する回収用コンテナに入れてください。

### ⑨ 資源

#### 乾電池 充電式電池

回収場所

区立施設と回収協力店、電器店などに設置している回収ボックスに入れてください。

※回収場所は、冊子「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」をご確認ください。

※電池の両極にテープ等を貼り、絶縁して出してください。

※回収場所に出せない場合は、絶縁して不燃ごみへ出してください。



### ⑩ 資源

#### 小型家電 (13品目)

回収場所



※回収場所は、冊子「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」をご確認ください。

### 収集 できません

#### 有害なもの・危険なもの

ガスボンベ・石油類・薬品類・塗料  
金属粉・バッテリー など

#### 区では収集運搬、処理が困難なもの

自動車・自動車部品・オートバイ・タイヤ・ピアノ  
消火器・耐火金庫・石・土・砂・ブロック・コンクリート片  
汚泥・液状のもの・建築廃材 など

メーカーまたは購入した  
お店に引き取ってもらうか、  
専門の業者に処理を  
依頼してください。



### 区では 収集して いません

#### パソコン

回収方法は各メーカーに  
お問合せください。  
引取メーカーが不明な場合は、

パソコン3R推進協会

☎ 03-5282-7685 へ

#### エアコン・テレビ・冷蔵庫

#### 冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機

買替店または処分する商品を購入した  
お店に引取りを依頼してください。

引取先がない場合は、  
家電リサイクル受付センター

☎ 0570-087200 (ナビダイヤル) へ



#### 申込み制

#### 粗大ごみ (有 料)

※おおむね  
30cm角超

#### 粗大ごみ受付センター

☎ 03-5703-5399

受付時間 月～土(年末年始を除く)  
8時～19時

インターネット申込みもできます(24時間受付)  
区ホームページ「粗大ごみ」で検索



※粗大ごみの一部は再利用しています。  
※分解・切断しても粗大ごみです。

#### 資源・ごみ 分別アプリ



ごみに関する情報は練馬区資源・ごみ  
分別アプリでも調べられます！

